

第3回 九頭竜川水系足羽川ダム 事業費等監理委員会資料

—足羽川ダム建設事業—



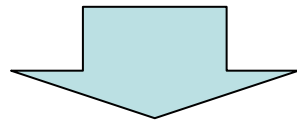
平成22年6月
足羽川ダム工事事務所

足羽川ダム建設事業の現状及び今後の展開

●平成21年10月9日 国土交通大臣「平成21年度におけるダム事業の進め方について」発表

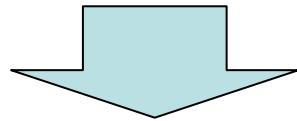
「平成21年度内に①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地の買収などは行わないこととする。」

→ 「調査・地元説明」の段階の足羽川ダムは、平成21年度に新たな段階に入る予定がなく当初計画どおり予算を執行する事業となった。



●平成21年12月25日 国土交通大臣「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について」発表

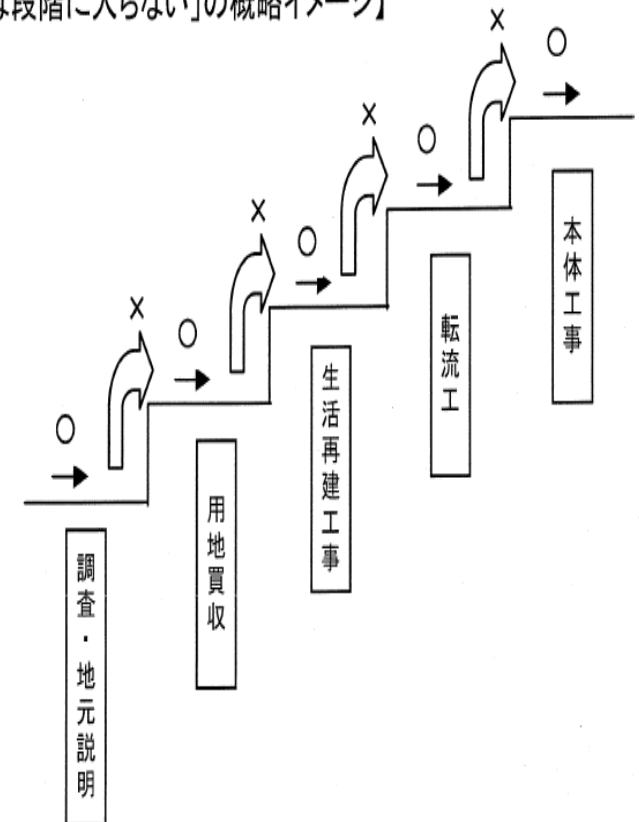
→ 足羽川ダムは検証対象ダムとなった。



●平成22年度予算の配分において検証の対象となるダム事業については、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、地元住民の生活設計等への支障も配慮したうえで現段階を継続

→ 足羽川ダムの平成22年度事業も調査・地元説明の現段階を継続

【「新たな段階に入らない」の概略イメージ】



平成21年10月9日
国土交通省
河川局治水課

平成21年度におけるダム事業の進め方について

本日、別添のとおり、平成21年度におけるダム事業の進め方などについて、前原国土交通大臣のコメントが出されましたので、お知らせ致します。

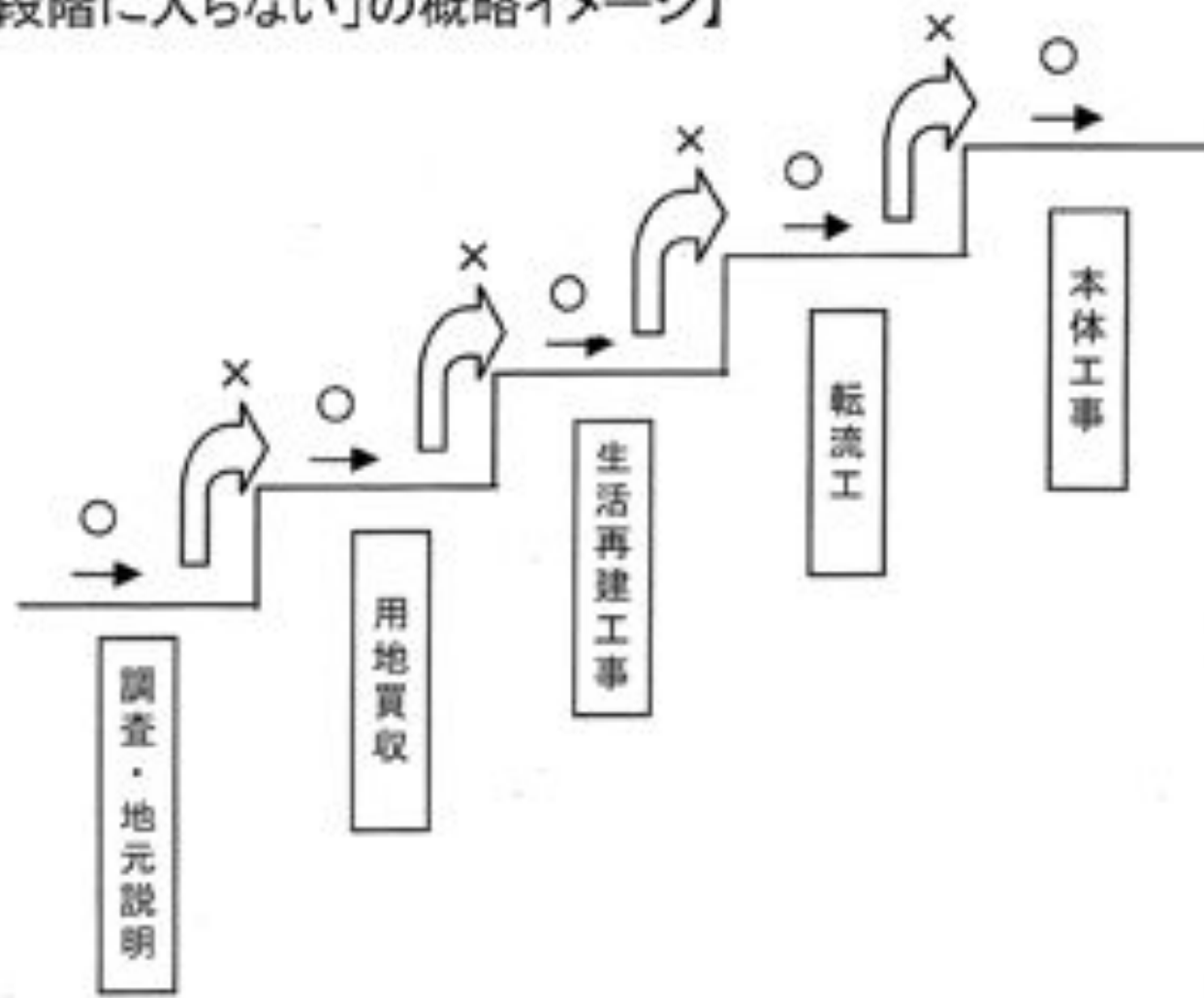
平成 21 年度におけるダム事業の進め方などに関する
前原国土交通大臣のコメント

1. 国及び水資源機構が実施している 56 のダム事業のうち、既存施設の機能向上を行っている 8 事業を除く 48 事業については、今後、平成 21 年度内に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本體工事の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地の買収などは行わないこととする。
2. 道府県が実施している 87 のダム事業の平成 21 年度における事業の進め方（工事の発注を含む）については、各道府県知事のご判断を尊重する。

なお、平成 22 年度における 136（注）の個別のダム事業の進め方に関する基本的な方針については、政府予算案の提出時までには明らかにすることとしている。

（注）平成 21 年度の 143 事業から、平成 21 年度完成の 6 事業と中止の 1 事業の合計 7 事業を除いたもの

【「新たな段階に入らない」の概略イメージ】



平成21年10月9日
国土交通省
河川局治水課

平成21年度におけるダム事業の進め方について（補足説明）

10月9日に発表した大臣コメントについては、直轄事業と水資源機構事業の合計56事業のうち、既存施設の機能増強を目的とする8事業を除く48事業に対する予算執行の「考え方」を述べたものであり、一部で報道されている「48事業の凍結」を意味するものではありません。

そこで述べた「新たな段階に入らない」との考え方に照らせば、48事業は次のように分類できます。

- ① 当初予定していた新たな段階に入ることになる本体工事または本体関連工事の着手を取りやめる事業
 - ・ 4事業（沙流川総合開発（平取ダム）、サンルダム、思川開発、木曾川水系連絡導水路）
- ② 当初予定していた新たな段階に入ることになる転流工の工事の着手を取りやめる事業
 - ・ 1事業（小石原川ダム）
- ③ 当初予定していた新たな段階に入ることになる用地買収の着手を取りやめる事業
 - ・ 1事業（山鳥坂ダム）
- ④ 当初から新たな段階に入る予定がなく、当初計画どおり予算を執行する事業
 - ・ 42事業

平成21年12月25日

新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する
考え方について

- 全国のダム事業について、これまで、「検証の対象とするもの（※「要請」するものも含む）」と「事業を継続して進めるもの」に、年末までに区分するとの方針を示してきたところである。
- 今般、平成22年度に事業が行われる136事業（145施設）のうち、事業の進捗状況、事業の性格等の観点から、下記の3項目のいずれかに該当するダム事業（47事業（55施設））については、検証の対象から除いて事業を継続して進めることとした。
 - ① 既に、ダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの
（川辺川ダムのみ。平成22年度は生活再建事業を継続する）
 - ② 既存施設の機能増強を目的としたもの
（ダムの嵩上げや再建設により貯水規模が増加するものは含まれない）
 - ③ 11月までにダム本体工事の契約を行っているもの
- 上記に該当しないダム事業（89事業（90施設））については、すべて検証の対象とすることとした。
- 補助事業については、国が検証を強制する権限はないが、12月15日付の文書（「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換に対するご協力をお願い）等により、関係の37道府県知事に対して、検証の対象となるダムも含め、検証への協力を要請したところである。

【参考】

1. 平成 22 年度予算案においては、下記の考え方とする。
 - 1) 継続して進めることとしたダム事業について
 - ・ 可能な限り計画的に事業を進める予算案とする。
 - ・ ただし、川辺川ダムについては生活再建事業を継続する。
 - 2) 検証の対象となるダム事業について
 - ・ 基本的に、用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入らず、現段階を継続する必要最小限の予算案とする。
 - ・ ただし、ハッ場ダムについては生活再建事業を継続する。
 - ・ また、補助ダム事業のうち、12 月以降に本体工事の契約を行った、または予定している 5 ダムについては、各県の最終判断を踏まえ、別途改めて判断する。

2. 個別ダム事業の予算の公表の扱いは、下記の考え方とする。
 - 1) 直轄事業、水資源機構事業について
 - ・ 例年通り、年末に公表することとする。
 - 2) 補助事業について
 - ・ 12 月以降に本体工事の契約を行った、または予定している 5 ダムにおける各県の最終判断を踏まえた上で補助ダム事業の予算を確定することとしているため、例年とは異なり、年末時点ではなく、年度末の実施計画確定後に公表することとする。

【参考】検証の対象(補助は検証を要請)となる事業数・施設数

＜全体事業数＞ 期間	事業数ベース				施設数ベース			
	直轄	水機機	補助	合計	直轄	水機機	補助	合計
H21年度現在事業中	48	8	87	143	51	8	83	142
H21年度完了・中止	3	0	4	7	3	0	4	7
H22年度事業予定	45	8	83	136	48	8	89	145

＜除外対象事業数＞	事業数ベース				施設数ベース			
①治水対策検討中(川辺川ダム)	1	0	0	1	1	0	0	1
②既存施設の機能増強	3	1	2	6	7	1	5	13
③本体工事に着手済み (11月末日時点で契約済みのものを除く)	12	2	23	37	13	2	26	41
検証対象除外の合計	16	3	25	44	21	3	31	55

検証対象の合計	20	5	58	83	27	5	58	90
---------	----	---	----	----	----	---	----	----

(注:1つの事業で複数の施設を実施する事業もあるため、事業数、施設数それぞれのベースで整理した)

平成22年度事業実施予定の国土交通省所管ダム事業一覧(無着色=検証)

No.	事業主体	事業名	施設名	計画年度 の段階	直 結		
					① 国土 交通省 所管	② 国土交通省 所管事業 との関係	③ 国土交通省 所管事業 との関係
1	北海道開発局	雄春別川総合開発	1 新橋沢ダム	計画年度			
			2 三笠ぼんべつダム	計画年度			
2	北海道開発局	夕張シューパロダム	3 夕張シューパロダム	計画年度			○
3	北海道開発局	砂流川総合開発	4 平取ダム	計画年度			
4	北海道開発局	サンルダム	5 サンルダム	計画年度			
5	東北地整	津軽ダム	6 津軽ダム	計画年度			○
6	東北地整	根沢ダム	7 根沢ダム	計画年度			○
7	東北地整	森吉山ダム	8 森吉山ダム	計画年度			○
8	東北地整	成瀬ダム	9 成瀬ダム	計画年度			
9	東北地整	西井ダム	10 西井ダム	計画年度			○
10	関東地整	湯西川ダム	11 湯西川ダム	計画年度			○
11	関東地整	霞ヶ浦導水	12 霞ヶ浦導水	(工事中)			
12	関東地整	ハッ塘ダム	13 ハッ塘ダム	計画年度			
13	北陸地整	利賀ダム	14 利賀ダム	計画年度			
14	中部地整	三峰川総合開発	15 美和ダム西支線	計画年度の 検証年度		○	
			16 戸原ダム	調査-検証年度			
15	中部地整	新丸山ダム	17 新丸山ダム	計画年度			
16	中部地整	横山ダム西支線	18 横山ダム西支線	計画年度の 検証年度		○	
17	中部地整	設楽ダム	19 設楽ダム	計画年度			
18	中部地整	天竜川ダム西線	20 天竜川ダム西線	計画年度の 検証年度		○	
19	近畿地整	足羽川ダム	21 足羽川ダム	調査-検証年度			
20	近畿地整	大戸川ダム	22 大戸川ダム	計画年度			
21	近畿地整	大滝ダム	23 大滝ダム	計画年度			○
22	近畿地整	天ヶ原ダム西支線	24 天ヶ原ダム西支線	計画年度の 検証年度		○	
23	中国地整	殿ダム	25 殿ダム	計画年度			○
24	中国地整	尾原ダム	26 尾原ダム	計画年度			○
25	中国地整	志津尾ダム	27 志津尾ダム	計画年度			○

平成22年度事業実施予定の国土交通省所管ダム事業一覧(無償色=緑証)

No.	事業主体	事業名	施設名	11年度実施 の段階	直 結		
					① 既に 設計中	② 既に設計が 完了済	③ 本工事 着手済み
26	四国地整	長安川ダム改修	28 長安川ダム改修	既存施設の 維持管理		○	
27	四国地整	中筋川総合開発	29 横瀬川ダム	新設工事			
28	四国地整	山鳥渡ダム	30 山鳥渡ダム	調査・地元説明			
29	四国地整	鹿野川ダム改修	31 鹿野川ダム改修	既存施設の 維持管理		○	
30	九州地整	大分川ダム	32 大分川ダム	新設工事			
31	九州地整	嘉瀬川ダム	33 嘉瀬川ダム	本工事			○
32	九州地整	川道川ダム	34 川道川ダム	国土再建工事	○		
33	九州地整	立野ダム	35 立野ダム	国土再建工事			
34	九州地整	本明川ダム	36 本明川ダム	調査・地元説明			
35	九州地整	藤田ダム再開発	37 藤田ダム再開発	既存施設の 維持管理		○	
36	沖縄総合事務局	沖縄東部河川総合開発	38 徳首ダム	本工事			○
37	沖縄総合事務局	沖縄北西部河川総合開発	39 大坂ダム	本工事			○
			40 奥間ダム	調査・地元説明			
38	東北地整	磯瀬川総合開発	41 磯瀬川総合開発	調査・地元説明			
39	東北地整	鳥海ダム	42 鳥海ダム	調査・地元説明			
40	関東地整	荒川上流ダム再開発	43 荒川上流ダム再開発	調査・地元説明			
41	関東地整	吾妻川上流総合開発	44 吾妻川上流総合開発	調査・地元説明			
42	関東地整	利根川上流ダム群再編	45 利根川上流ダム群再編	調査・地元説明			
43	九州地整	筑後川水系ダム群連携	46 筑後川水系ダム群連携	調査・地元説明			
44	九州地整	城瀬川ダム	47 城瀬川ダム	調査・地元説明			
45	九州地整	七滝ダム	48 七滝ダム	調査・地元説明			

除外対象事項	事業数	施設数
既に設計中	1	1
既存施設の維持管理	6	7
本工事着手済み	12	13

平成22年度事業実施予定の国土交通省所管ダム事業一覧(無着色=検証)

No.	事業主体	事業名	施設名	水資源機構			
				11月実施済 の段階	○ 既に 検証済	○ 既に検証済 の段階	○ 本体工事 着手済み
1	水資源機構	思川開発	1 東津ダム	既設工事			
2	水資源機構	穴屋×河原谷	2 穴屋×河原谷	区内施設の 施設増設		○	
3	水資源機構	川上ダム	3 川上ダム	既設工事			
4	水資源機構	丹生ダム	4 丹生ダム	本体工事			
5	水資源機構	小石原川ダム	5 小石原川ダム	本体工事			
6	水資源機構	大山ダム	6 大山ダム	本体工事			○
7	水資源機構	木曾川水系連絡導水路	7 木曾川水系連絡導水路	(調査中)			
8	水資源機構	滝沢ダム	8 滝沢ダム	本体工事			○

除外対象事項	事業数	施設数
既に検証済	0	0
区内施設に施設増設	1	1
本体工事着手済み	2	2

第1回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

議 事 次 第

日時：平成21年12月3日（木）

18:00～20:00

場所：中央合同庁舎3号館10階共用会議室B

1. 開会
2. 前原国土交通大臣 挨拶
3. 委員紹介
4. 座長 挨拶
5. 議事
 - (1) 規約について
 - (2) 今後の治水対策のあり方について
 - (3) その他
6. 閉会

第1回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議
委員名簿

座長

中川博次 京都大学名誉教授

委員

宇野尚雄 岐阜大学名誉教授

三本木健治 明海大学名誉教授

鈴木雅一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

田中 淳 東京大学大学院
情報学環総合防災情報研究センター長・教授

辻本哲郎 名古屋大学大学院工学研究科教授

道上正規 鳥取大学名誉教授

森田 朗 東京大学公共政策大学院教授

山田 正 中央大学理工学部教授

(敬称略、五十音順)

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的とする。

（委員の任命）

第3条 委員は、学識経験がある者から、国土交通大臣が任命する。

（会議）

第4条 会議には座長をおき、会議に属する委員のうちから、国土交通大臣が指名する。

- 2 座長は、議長として会議の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 会議は原則として非公開で開催する。
- 5 会議配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 6 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。
- 7 会議における議事録については、あらかじめ委員に確認の上、発言者氏名を除いたものを国土交通省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、河川局河川計画課に置く。

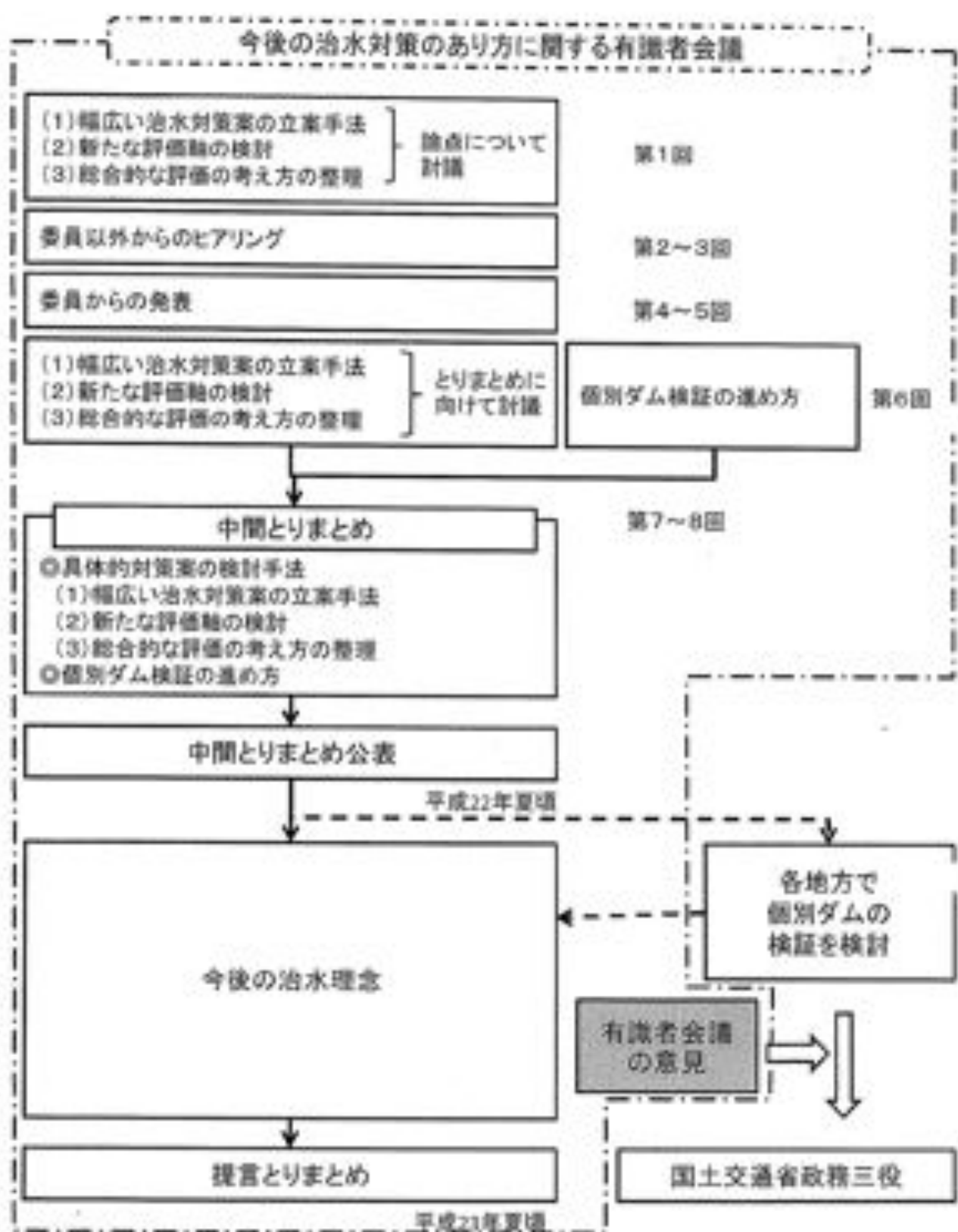
- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

- 1 この会議は、平成21年〇〇月〇〇日から施行する。



※スケジュールは現時点の案であり、今後の会議の議論等によって変わる可能性がある。

主な論点

～中間とりまとめに向けて～

(1) 幅広い治水対策案の立案手法

○ダム整備にたよらない方法を必ず含めて複数の治水対策案を立案する。

治水対策案は、

河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げ、遊水地、ダムの整備 等に加えて、

既存施設の有効活用、貯留・浸透施設の整備、森林の保全、洪水の予測や情報の提供など被害の軽減を図る対策

等を含めて、幅広い方策を組み合わせて検討する。

(2) 新たな評価軸の検討

○治水対策案を比較するために、これまでの評価軸に加え、時間的・財政的な制約等を加味した新たな評価軸を検討するとともに、それぞれの評価軸の有意性や限界等について、必要に応じケーススタディー等を実施しつつ検討する。

(例) 被害軽減効果(経済(資産)、人命、社会機能 等)、コスト(維持管理含む)、地域社会・環境等への影響、利水事業への影響、実現性、達成しうる安全度 等

(3) 総合的な評価の考え方の整理

○定性的な評価しかできない評価軸の扱いを含めて、総合的な評価の考え方を整理する。

個別ダム検証の進め方等（タタキ台）

資料 2

●各地方で個別ダムの検証を検討する場合には、下図のような流れで行うこととしてほしいが
併せて、今後の治水理念の構築については、別途検討する



【検証の進め方のポイント】

検証の検討にあたっては、科学的合理性、地域間の利害の公平性、透明性の確保を図ることとし、手続を待たずに検証を行うことが重要であり、各地方において次のような進め方を行う。

- 検証検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を認識しつつ、検討内容の協議を目的に検証を進める^{※5}
- 検証検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」の公開など情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- 検証検討主体は、
 - ① 学識経験者
 - ② 関係住民等
 - ③ 利水者等関係機関
 - ④ 関係地方公共団体の長の意見を聴く

※1 検討にあたっては、当該流域及び河川の概要（流域の地形・気象・土地利用等の状況、河川の治水の歴史、当該河川の治水の現状、河川の治水計画、地方の治水対策等）、検証対象ダムの概要（事業の目的、事業の経緯、事業の進捗の状況等）をテーマに整理しておくことが重要である。

※2 河川整備計画は当該河川整備計画を基本として様々な方法の組み合わせで構成されるものであり、ダムがない場合を立案する場合は、河川整備計画における目標と河川整備の安全度を確保するために、複数のダムに内蔵する治水対策を併用する河川整備計画の組み合わせを検討することを基本とする。

※3 一般河川のうち国土交通省が管理する河川においては、河川整備計画又は河川整備計画が「治水」の観点から定められている場合は、河川整備計画が策定されている河川においては、河川整備計画が策定されている河川整備計画を基本とする。河川整備計画が策定されていない河川においては、河川整備計画に相当する河川整備計画を策定して検討を進める。

※5 関係地方公共団体の関係が単一の場合は、必要に応じて代表者の選定等の工夫をする。

（16）

第9回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議
（平成 22 年 5 月 27 日開催） 資料（抜粋）

資料 4

治水対策の方策（タタキ台）

～個別ダム検証のための治水対策の立案に向けて～

【別紙1①】

- 各地方で個別ダムの検証を検討する場合には、複数の治水対策案（検証対象ダムを含む案とダム以外の方法による案）を立案して、比較検討する。
- 治水対策案は、本書を参考にし、河川や流域の特性に応じて、適切な方を組み合わせて検討する。
- ◎ なお、本書は、考えられる様々な治水対策の方策を記載しては、ダムの機能を代替しない方策や効果を定量的に表わすことが困難な方策等が含まれている。

【河川を中心とした対策】

方策	説 明 書	治水上の効果等 ※1				治水の代 替的検討 可否	治水の機能の拡大方	
		河川の流量削減又は下流方向上 に関する効果	河川 の 利 用 に 関 する 効果	施設が設置する場所 個人や団体の土地等の 侵害範囲を定める効果	治水効果の広域管理 に 関 する 効果			
ダム	河川をダムによって治水の対象とする。ダムによって治水の対象となる河川の下流方向に治水効果をもたらす。	ピーク流量を削減	河川	ダムの下流 ※3	-	-	○	-
ダムの流出制御 （ダム両側堤・両 堤、操作ルールの 変更など）	ダムの流出制御を行うことで、洪水のピーク流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。また、洪水のピーク流量を削減することで、洪水のピーク流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。	ピーク流量を削減	河川	ダムの下流 ※3	-	-	△	-
治水堤（護岸堤）	河川の両側堤・両堤を築き、洪水のピーク流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。また、洪水のピーク流量を削減することで、洪水のピーク流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。	ピーク流量を削減	河川	治水地の下流 ※3	-	-	○	-
治水堤（護岸堤）	河川の両側堤・両堤を築き、洪水のピーク流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。また、洪水のピーク流量を削減することで、洪水のピーク流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。	ピーク流量を削減	河川	中流地帯の下流 ※3	-	-	△	-
河川の掘削	河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。また、河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。	河川下流方向向上	河川	対象流域直下の付設 及び流 ※3	-	-	○	-
河川	河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。また、河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。	河川下流方向向上	河川	対象流域直下の付設 及び流 ※3	-	-	○	-
河川の掘削 （パイプラインで 掘削）	河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。また、河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。	河川下流方向向上	河川	対象流域直下の付設 及び流 ※3	-	-	△	-
河川内の治水の 効果	河川内の治水の効果は、河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。また、河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。	河川下流方向向上	河川	対象流域直下の付設 及び流 ※3	-	-	△	-
河川の掘削	河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。また、河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。	- ※4	-	対象流域直下の付設 及び流 ※3	-	-	-	-
河川の掘削	河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。また、河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。	- ※5	-	対象流域直下の付設 及び流 ※3	-	-	-	-
河川の掘削	河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。また、河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。	- ※6	-	対象流域直下の付設 及び流 ※3	-	-	-	-
河川の掘削	河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。また、河川の掘削を行うことで、河川の流量を削減し、下流方向に治水効果をもたらす。	-	-	対象流域直下の付設 及び流 ※3	-	-	-	-

※1 治水効果の定量的評価は、治水効果の定量的評価を行うことが困難な方策等が含まれている。
 ※2 治水効果の定量的評価は、治水効果の定量的評価を行うことが困難な方策等が含まれている。
 ※3 治水効果の定量的評価は、治水効果の定量的評価を行うことが困難な方策等が含まれている。
 ※4 治水効果の定量的評価は、治水効果の定量的評価を行うことが困難な方策等が含まれている。
 ※5 治水効果の定量的評価は、治水効果の定量的評価を行うことが困難な方策等が含まれている。
 ※6 治水効果の定量的評価は、治水効果の定量的評価を行うことが困難な方策等が含まれている。

「総合的な評価」の考え方（タタキ台）

●別紙2で「評価軸」を示し、「評価軸」ごとの考え方を述べたところであるが、これらの「評価軸」は定量的に評価できるものと定量的に評価しづらいものがあり、定性的な評価しかできない「評価軸」の扱いを含めて、どのように総合的に評価していくのか、が重要となる。

総合的に評価する考え方として、何らかの手法で各「評価軸」による評価を点数化し、各「評価軸」に配点を与えて、それらを総和した点数でもって治水対策案の優劣を評価する方法が考えられる。しかし、現代の社会においては評価軸が多様化しており、このような配点を設定すること等は困難であると考えられる。

別の方法として、どの「評価軸」を重視するか等を示す方法が考えられる。この場合、各

案の検証が難しい財政事情を背景としていることに鑑み、「コスト」を最も重視することが考えられる。「コスト」は他に比べて、定量的な評価になりやすい「評価軸」である。また、「コスト」と並んで重要な評価軸として「安全度」が考えられるが、治水対策案は河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案することから、一定の「安全度」を確保することを前提として「コスト」を最も重視することとする。また、時間的な観点から見た実現性を確認することが必要である。これらの検討に当たっては、各方案の効果を明らかにして評価するとともに、ロードマップを作成することなどにより、段階的に安全度がどのように確保できるかを示すことが重要である。その上で、環境や地域への影響を含めて全ての「評価軸」により、総合的に評価を行う。

別紙2に示す「評価軸」について各々の様々な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して総合的に評価を行う。

- ① 一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、「コスト」を最も重視する

なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。

- ② また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する

- ③ 最終的には、環境や地域への影響を含めて別紙2に示す全ての「評価軸」により、総合的に評価する

特に、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合は、他の「評価軸」とあわせて十分に検討することが重要である。

なお、以上の考え方によらずに、特に重視する「評価軸」により評価を行う場合等は、その理由を明示する。

九頭竜川水系足羽川ダム事業費等監理委員会規約

(名称)

第1条

本会は、「九頭竜川水系足羽川ダム事業費等監理委員会」（以下「委員会」という）と称する。

(設置)

第2条

委員会は、近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。

(目的)

第3条

委員会は、足羽川ダム建設事業について、一層の事業費・工程監理の充実に
図るため、事業の進捗に即してコスト縮減・工期短縮の見地から意見を述べるとともに、縮減策の効果や事業の実施状況等について確認することを目的とする。

(委員会)

第4条

- 1) 委員会の委員は、別紙-1のとおりとし、事務所長が委嘱する。
- 2) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3) 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4) 委員長は会務を掌理する。
- 5) 委員長は、委員会を招集し、開催する。
- 6) 委員会は、委員総数の2/3以上の出席をもって成立するものとする。

(委員会の公開)

第5条

委員会は非公開とするが、その結果については公表する。

(事務局)

第6条

委員会の事務局は、近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所に置く。

(開催時期)

第7条

委員会の開催は原則年1回(年度当初)開催とするが、必要に応じて随時開催する。

(雑則)

第8条

- 1) 事務所長は、委員会と協議の上、必要に応じ臨時委員を加えることができる。
- 2) 事務所長は、委員会と協議の上、必要に応じワーキンググループを設置することができる。
- 3) この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成20年8月27日から施行する。

この規約は、平成21年6月30日から施行する。

この規約は、平成22年7月6日から施行する。

別紙－1

九頭竜川水系足羽川ダム事業費等監理委員会 委員名簿

氏 名	所 属
安部 友則	土木研究所 水工研究グループ グループ長
荒井 克彦	福井大学 名誉教授
角 哲也	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター 教授
薬袋 奈美子	日本女子大学家政学部 住居学科 講師

* 50音順